

# 旧小樽倉庫ライトアップ照明設置業務仕様書

令和8年4月

小樽市産業港湾部観光振興室

## 1 委託業務名

旧小樽倉庫ライトアップ照明設置業務

## 2 業務目的

旧小樽倉庫の外観をライトアップし、新たな夜の観光コンテンツを創出するとともに、北運河エリアへの回遊性を高め、滞在時間の延長を推進し、小樽観光の課題解決につなげることを目的とします。

## 3 ライトアップする施設の概要

旧小樽倉庫は、明治23(1890)年から明治27(1894)年にかけて石川県の橋立(現・加賀市橋立町)の北前船主・西出孫左衛門と西谷庄八によって、北海道最初の営業倉庫会社の倉庫・事務所として建造されました。

屋根瓦にシャチホコ8体を乗せた意匠が特徴で、煉瓦造の事務所を中心に左右対称に中庭を囲むように、木骨石造の倉庫が配置され、全体として優雅な美しさが特徴です。

小樽市では、昭和60(1985)年に小樽市指定歴史的建造物として指定しており、現在、倉庫の北側は小樽市総合博物館運河館として、事務所棟には小樽と北前船の歴史をコンセプトにした小樽百貨うんがぶらすが営業し、南側はルタオ運河プラザ店として活用、公開されており、本市の歴史や自然環境の紹介、観光情報の提供、市民の交流の場として、小樽運河周辺を訪れる多くの方に利用されております。

## 4 業務履行期間

契約締結日から令和8年11月27日(金)まで

## 5 提案内容

### (1) ライトアップに関する提案

①ライトアップ範囲は、旧小樽倉庫南側と運河側面の他、多くの観光客が通る南側の前庭部分にも実施すること。

②建物へのライトアップは、一つの建物としての連続性を持ち、北運河への誘導となるよう演出すること。

③周辺の建物との夜間景観として調和をさせる中で新たな夜間景観を演出すること。

※屋根の上部に照明器具を設置する提案の場合、棟の直線と鯨を阻害しないこと。また積雪時の管理が十分に取られた提案であること。

### (2) 省エネルギーに関する提案

①照明器具の選定には省エネに配慮すること。

②年間点灯時間に無駄な照明時間が発生させないよう工夫すること。

### (3) 維持・管理に関する提案

①屋根からの積雪やつららによる破損に対する対策を講じた提案とすること。

②設置場所は風が強く海に隣接していることから、劣化の低減に配慮した耐久性のある材料

を使用すること。

③必要に応じて分電盤や子メーターを設置するとともに、照明の入り切りはタイマーを使うなど簡単にできること。なお照明時間は日没から22時30分までとする。

④設置後の概算電気代も併せて提案すること。なお、旧小樽倉庫南側、前庭及び北側への照射については、旧小樽倉庫南側から電源を引き込み、これらに係る電気料金は南側の電気使用量に包含すること。また、旧小樽倉庫事務所への照射については、同事務所から電源を引き込み、当該照射に係る電気料金は事務所側の電気使用量に包含すること。

## 6 成果品等の提出

受託者は委託業務完了後、速やかに実施報告書を提出するものとし、同報告書には次のものを添付又は記載すること。

- (1) 電気設備設計図書（幹線図、分電盤図、照明配灯図、制御盤図、照明取り付け金物図）
- (2) 電圧降下計算書その他計算書
- (3) 設計監理業務記録及び現場監理業務記録
- (4) 竣工図・写真等
- (5) その他、市が必要と認める書類

## 7 権利関係

- (1) 受託者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- (2) 受託者は委託業務によって設置した構造物にかかる一切の著作権（著作権法27条、28条に規定する権利を含む）を小樽市へ譲渡するとともに、小樽市及び第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 本業務の中で使用する画像、技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

## 8 その他

- (1) 業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (2) 業務全体を統括する管理者を選任し、本市と密に連携が取れる体制とすること。
- (3) 業務に変更が生じた場合、小樽市と協議の上、業務実施上必要があると認められる場合には、変更契約を締結するものとする。
- (4) 受託者は、成果品の内容及び業務上知り得た内容を、小樽市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ小樽市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (6) 受託者は、本業務の完了時に小樽市の実施する完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。

- (7) 電気関連工事の設計・施工に際しては適正な技術者のもとに行うこと。
- (8) 設置に際して必要となる許認可等について調査を実施し、申請事務を行うとともに、本市が申請主体となるものについては、申請に必要な基礎資料の作成を行うこと。
- (9) 本業務の成果品に対する契約不適合の取り扱いについては、受託者の契約不適合責任期間を契約満了後から1年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。